標柱二十六号から一六九度二四分四九秒
一九・二九〇メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二六二度四五分四六秒
八・一六八メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二九三度九分七秒
五・一七六メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から六度二三分二一秒
六・八二九メートルの地点　三十号
標柱三十号から二六九度二六分一六秒
二・五四八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から九度四二分五八秒
二・九六九メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二八〇度三九分五八秒
四・五三八メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二七九度四三分三七秒
四・三四四メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から二七九度四三分八秒
三・一九三メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二七九度四三分一八秒
七・七七六メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から一七四度四四分三六秒
四・九九九メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から二七三度三五分三七秒
二二・九七四メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から二六四度四四分三二秒
四・六七一メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から一五三度三二分五三秒
五・六六二メートルの地点　四十号
標柱四十号から一二九度二一分五六秒
一〇・七五三メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から一三八度二五分五六秒
四・四一七メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から二三八度一二分三二秒
七・二五七メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から二三六度一五分二三秒
一・七八二メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二四一度五三分一〇秒
五・八七四メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から二四一度五三分一一秒
一・四七三メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から二三七度三〇分〇秒
五・七八三メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二三六度四三分四五秒
〇・三七九メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から二三六度四六分五二秒
五・四九六メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から二三四度四九分七秒
二・一三一メートルの地点　五十号
標柱五十号から二三四度四九分〇秒
二・〇一一メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から二三九度四分五三秒
五・四二六メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から一五三度九分二五秒
一七・三二九メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から二三三度二八分一四秒
一六・三九八メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から二三五度二二分四九秒
九・八八二メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から二三四度五八分五四秒
二五・七八六メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から二〇八度二分二八秒
八・〇五六メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から一六六度二分四七秒
四二・一〇四メートルの地点　五十八号
標柱五十八号から一五一度三六分三〇秒
四・九一一メートルの地点　五十九号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
梅林沢及び太田川（古川）支川七七
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一六四度三六分四四秒
一一三八・四九六メートルの地点　一号
標柱一号から三〇九度二九分〇秒
六・二八一メートルの地点　二号
標柱二号から七五度四六分一五秒
一八・五八四メートルの地点　三号
標柱三号から一九九度二八分三三秒
九・〇三九メートルの地点　四号
標柱四号から二一六度五〇分五三秒
五・七八〇メートルの地点　五号
ロ　広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱六号と九号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一六六度〇分三九秒
一一二四・八九九メートルの地点　六号
標柱六号から二二七度一四分二二秒
〇・七六〇メートルの地点　七号
標柱七号から三二四度一三分三六秒
二四・六一三メートルの地点　八号
標柱八号から三二四度一六分四五秒
一四・四四一メートルの地点　九号
ハ　広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号と十五号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十五号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱十号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五九度四九分三五秒
一一六三・四五三メートルの地点　十号
標柱十号から三〇六度三七分五七秒
八・三九六メートルの地点　十一号
標柱十一号から三三九度四三分一三秒
一六・七四〇メートルの地点　十二号
標柱十二号から三二二度一〇分三一秒
一五・七三三メートルの地点　十三号
標柱十三号から三四二度三三分三五秒
一三・三五三メートルの地点　十四号
標柱十四号から五三度一六分二九秒
一六・八六七メートルの地点　十五号
標柱十五号から一一〇度五六分一九秒
一・七八八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一四六度一〇分四五秒
一・七〇〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から一五五度二四分六秒
四・〇五三メートルの地点　十八号
標柱十八号から一四六度一〇分一秒
一・〇〇〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から一五五度〇分五六秒
一七・六四一メートルの地点　二十号
標柱二十号から一六度一分五秒
二・二二三メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一四六度一〇分一九秒
一・八四三メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一八七度三七分二六秒
四・〇〇二メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から五六度九分三秒
〇・八九九メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一四六度一〇分一秒
一・〇〇〇メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二三六度九分三四秒
一・九〇〇メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一四六度一〇分四一秒
五・三〇〇メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二三六度一一分四七秒
〇・六九九メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一四六度一二分〇秒
一・三〇〇メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から二三六度九分五五秒
一・〇九九メートルの地点　三十号
標柱三十号から一四六度一〇分二五秒
一・九八一メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二四〇度四一分一七秒
二・八五六メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二四〇度四六分四二秒
三・九六六メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二四〇度三〇分一七秒
三・七〇一メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一六一度四六分四〇秒
六・三〇〇メートルの地点　三十五号
ニ　広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱三十六号と三十七号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三十七号から四十号までを順次結んだ線及び標柱三十六号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五八度五一分一三秒
一一〇三・三四七メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から五三度一六分四八秒
一三・四四九メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から一三九度一四分一六秒
七・四一六メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から一六二度四五分三四秒
六・六三〇メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から二八二度四二分二四秒
一七・七一七メートルの地点　四十号